平成２４年（フ）第２２０５号
北海道石狩市八幡４丁目166番地46
債務者　村瀬留恵子
1　決定年月日時　平成24年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２３６６号
札幌市中央区南２条東６丁目２番地１　ギャラリーハイツ南２条Ａ―1002号
債務者　泉　功一郎
1　決定年月日時　平成24年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２３８７号
札幌市白石区北郷１条12丁目１番22号
債務者　上原久美子
1　決定年月日時　平成24年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２３８８号
北海道千歳市文京１丁目１番地の４
債務者　根上　美穂（旧姓加藤）
1　決定年月日時　平成24年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２４１０号
札幌市中央区南11条西21丁目２番21―401号
債務者　長谷川さとみ
1　決定年月日時　平成24年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２４１９号
札幌市中央区南４条西16丁目２番26号　ＫＵＵＬＥＩ医大前207号
債務者　石濱　昌洋
1　決定年月日時　平成24年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２４３６号
札幌市白石区川北５条１丁目６番25号
債務者　西川　智枝
1　決定年月日時　平成24年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２５０９号
札幌市東区北７条東７丁目12番地11　光星第４団地1301号
債務者　皆川　健太
1　決定年月日時　平成24年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１９号
北海道檜山郡江差町字東山405番地
債務者　石山　光雄
1　決定年月日時　平成24年11月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月16日まで
函館地方裁判所江差支部

平成２４年（フ）第９５号
岩手県北上市鬼柳町都鳥53番地１　ユーミーライツェント102、前住所岩手県北上市若宮町１丁目12番22号
債務者　高橋留井子
1　決定年月日時　平成24年11月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月16日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２４年（フ）第１４８号
千葉県山武市木原2314番地37
債務者　服部千保子
1　決定年月日時　平成24年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月16日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２４年（フ）第４５３号
新潟市中央区神道寺２丁目５番１号　みどり病院内、住民票上の住所新潟市江南区太右エ門新田43番地
債務者　齊藤　康広
1　決定年月日時　平成24年11月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月16日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４６８号
新潟市西蒲区真田742番地、前住所新潟市西区上新栄町３丁目２番９号　Ｂワールド２号棟2204号
債務者　内藤　　保
1　決定年月日時　平成24年11月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月16日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１２０号
岐阜県瑞浪市明世町月吉496番地の49
債務者　長野　啓一
1　決定年月日時　平成24年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月16日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２４年（フ）第６１号
北海道砂川市三砂町47番地５
債務者　太田　徳明
1　決定年月日時　平成24年11月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月17日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２４年（フ）第６７号
北海道砂川市西六条南13丁目１番12―36号
債務者　塚本　章子
1　決定年月日時　平成24年11月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月17日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２４年（フ）第７４号
北海道滝川市扇町２丁目４番25号
債務者　布谷　愼一
1　決定年月日時　平成24年11月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月17日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２４年（フ）第５５９号
神奈川県厚木市温水西２丁目20番２号
債務者　及川　礼子
1　決定年月日時　平成24年11月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月17日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部